

対=対象 日=日時 期=期日・期間 時=時間 曜=曜日
 所=場所 内=内容 定=定員 費=参加費・受講料
 持=持ってくるもの 申=申し込み 他=その他 問=問い合わせ

特集

市政

市民

子育て
プレゼント

生活情報

子育て

福祉・健康

税

被爆者援護

講演・講座

もよおし

おしらせ

募集

母子健康手帳の休日交付窓口
 じぶも健康課 ☎829・1255
 所 じぶも健康課

令和3年度児童手当・特例給付現況届
 子育て支援課 ☎829・1270

◆児童手当現況届の提出
 現在、児童手当を受給しているかたが、6月分以降(10月支給分)も継続して受給するには、現況届の提出が必要で、6月上旬に送付する現況届に必要事項を書いて、郵送してください。 **申(期限)** 6月30日(水)消印有効

◆新たに出生、または転入したかた
 出生・転入の日から15日以内(新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、申請ができるようになった日から15日以内でも可)に、地域センターで手続きをしてください。出生・転入の月の翌月分からの手当が受給できません。
 ※公務員のかたは、勤務先で手続きをしてください。

親子の心の相談
 子育て支援課 ☎829・1270

お子さんへの関わり方で悩む保護者の相談に、専門の医師などが応じます(リモート相談可)。 **内** 日小児科相談：6月16日(水)午後2時～5時 / 精神保健相談：7月8日(木)午後2

時～4時 **所** 子育て支援課 **費** 無料
申 事前に電話で。

乳幼児期のむし歯予防教室
 口腔保健支援センター ☎829・1436

対 歯の生え始め～1歳6カ月未満のお子さんと保護者 **日** 6月24日(木) 午前10時～11時30分 **所** 長崎市職員会館(桜町) **定** 10組 **費** 無料 **持** 母子健康手帳、バスタオル **申** 6月21日(月)までに電話で。

離乳食教室
 地域福祉課(中央) ☎829・1429

大人の食事を利用した離乳食の作り方を学びます。 **対** 4～9カ月未満のお子さんの保護者 **日** 6月24日(木)午後1時～2時 **所** 桜馬場地区ふれあいセンター **定** 15組 **費** 無料 **持** 母子健康手帳、手拭きタオル **申** 6月17日(木)までにあじさいコール ☎822・8888(入電話)。

両親学級
 各問い合わせ先

まもなく赤ちゃんが生まれるかたのための講座です。いずれも、**対** 第1子妊娠中(34週未満)のかたとパートナー **内** 栄養指導、妊婦体験、赤ちゃんの育て方 **費** 無料

◆中央公民館 **日** 6月26日(土) 午前9時45分～11時30分 **定** 20組 **持** 母子健康手帳、筆記用具 **申** 6月16日(水)までにあじさいコール ☎822・8888(入電話)。

◆夢海南部文化センター **日** 7月3日(土) 午前10時～正午 **定** 10組 **持** 母子健康手帳 **申** 6月30日(水)までに北総合事務所地域福祉課 ☎814・3400(入電話)。

ツインズフェスティバル
 地域福祉課(中央) ☎829・1429

親子で参加して、体験談を通して子育てのヒントをもらいませんか。オンラインで集みましょう。 **対** 4歳未満の双子・三つ子を育てているかた、または妊娠中のかた **日** 6月27日(日) 午前10時～11時 **内** 育児体験紹介やおやこ遊び、質問コーナーなど

費 無料 **申** 6月16日(水)までにあじさいコール ☎822・8888(入)。

プレママカフェ交流会
 オンライン開催日の変更
 子育て支援課 ☎829・1270

初めて出産をするママ同士で、オンライン交流をしませんか。5月号に掲載していた開催日を一部変更しました。6月の開催はありません。 **対** 初めての出産を控えた妊婦 **期** 7月17日(土)、8月28日(土) **時** 午後8時～8時45分 **定** 各8人 **費** 無料 **申** 電話か下記QRコード



子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)

子育て支援課 ☎829-1270

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯の生活を支援する給付金を支給します。そのうち、低所得のひとり親世帯については、現在、支給を開始しており、令和3年4月分の児童扶養手当を受給されているかたの申請は不要で、既に給付していますが、低所得のひとり親世帯で次の①か②に該当するかたは申請が必要です。

- ① 公的年金などを受給していることにより令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていないかた
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給しているかたと同じ水準となっているかた

■支給金額 対象児童一人につき5万円
■その他 申請が必要です。対象や手続きの方法など詳しくは、子育て応援情報サイト「イーカオ」をご覧ください。

※低所得のひとり親世帯以外(ふたり親世帯など)の給付金については、詳細が分かり次第お知らせします。